

貸金庫規定

(全自動式)

但馬信用金庫

第1条（格納品の範囲）

- （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ①有価証券等
 - ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④前各号に掲げるものに準ずると認められたもの
- （2）当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由がある時は格納をおことわりすることがあります。
- （3）全自動貸金庫は格納物の重量制限があります。（20kgまで）

第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主又は当金庫から解約の申し出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以降も同様とします。

第3条（使用料）

- （1）貸金庫の使用料は、当金庫の定めるところに従い1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から当座勘定規定、普通預金規定にもとづく小切手の振出、普通預金通帳の提出並びに普通預金払戻請求書の発行などによらず当金庫所定の方法で引落しのうえ使用料に充当します。尚、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- （2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- （3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個の内、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会の上借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。貸金庫ご利用カード（以下、「カード」という）については、お客様が責任を持って保管管理してください。

第5条（貸金庫の開閉等）

- （1）貸金庫室の入室は、貸金庫室扉横のカードリーダーにカードをスライドされますと、電気錠が開錠されますのでお入り下さい。
- （2）貸金庫室に入室されますと、液晶タッチパネルに表示される操作手順に従って操作して下さい。
 - ① テーブルの下のカード挿入口にカードを挿入して下さい。
 - ② 液晶タッチパネルに表示される暗証番号入力画面に直接触れて頂き、暗証番号を入力して下さい。
 - ③ 貸金庫システム内でカードと暗証番号の認証が完了すれば、カードが返却されますので、忘れずにお取りください。
 - ④ 貸金庫保護箱が自動で搬送されます。保護箱が到着すると、液晶タッチパネルの取

出ボタンに触れて下さい。触れて頂くと、貸金庫取出口のシャッターが開きます。

⑤ 正鍵にて保護箱の鍵を開錠し蓋を開き、ご利用下さい。この時、保護箱は貸金庫取出口より外に取出すことはできません。

⑥ ご利用が終了しましたら、保護箱の蓋を閉じ、正鍵にて保護箱の蓋の鍵を施錠し、液晶タッチパネルの返却ボタンに触れて頂くとシャッターが閉まります。

(3) 液晶タッチパネルの退出ボタンに触れて頂くと、入口の電気錠が開錠しますので退室して下さい。

第6条（届出事項の変更等）

(1) 印章を失った時、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。又、カード及び正鍵を失った時、もしくは毀損した時も同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条（カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）

(1) カード、印章、もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合相当の期間をおき、又、保証人を求めることがあります。

(2) カード、正鍵を失った場合又は毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。当金庫が貸金庫の変更を求めた時は、直ちにこれに応じてください。

第8条（印鑑照合等）

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうへは、それらの書類について偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。尚、使用されるカード及び鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

第9条（損害の負担等）

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由又は当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当金庫又は第三者が損害を受けた時は、その損害を賠償してください。

第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第11条（解約等）

（１）この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵及び届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。尚、カード、正鍵又は届出の印章を失った場合に解約する時は、このほか第7条に準じて取扱います。

（２）次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があった時は、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されない時も同様とします。

①借主が使用料を支払わない時

②借主について相続の開始があった時

③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた時

④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由がある時

⑤カードの改ざん、不正使用その他相当の事由がある時

⑥借主又は代理人がこの規定に違反した時

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

（４）前3項の明渡しが遅延した時は、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不

足額が生じた時は直ちに支払ってください。尚、当金庫はこの不足額を明渡しの日に関第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延した時は、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、又は処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。尚、当金庫は貸金庫の開庫に際しての公証人等の立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担金とします。

- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われない時は、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じた時は、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第12条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕又は移転その他のやむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取り又は貸金庫の変更を求めた時は、直ちにこれに応じてください。

第13条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められた時、又は店舗の火災、格納品の異変等緊急を要する時は、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第14条（譲渡、転貸等の禁止）

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸又は質入れすることはできません。
(2) カード及び鍵は譲渡、転貸又は質入れ又は貸与することはできません。

第15条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020. 4)